

第 4 部

南海トラフ地震等防災対策

第1章 対策の考え方

1 策定の趣旨

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第3条に基づき指定される南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていないが、南海トラフ地震が発生した場合は、震度5強程度と予測されることから、本市において必要な対策を定めるものとする。

2 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定した。

- 1 南海トラフ巨大地震による多摩地域の最大震度などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、本市における対策は、震災編第1部から第3部までに記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。
- 2 南海トラフ地震臨時情報について、情報収集及び伝達方法に関する事項を定めるものとする。

第2章 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

本節では、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応について定める。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、地震・津波による被害が発生している場合は、「第3節 災害応急対策」に基づいて対応する。

1 南海トラフに関連する情報

(1) 南海トラフに関連する情報の発表

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する(この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ)。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼び

かけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果について発表

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。) <p>※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で発表

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内^{*1}でマグニチュード 6.8 以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化^{*4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{*4}が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{*5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
		界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で 2 時間 後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*6} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合を除く。) ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)又は(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※ 1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※ 2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで 6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※ 3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。
- ※ 4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24 時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。

具体的には、

レベル1:平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定

レベル2:レベル1の 1.5～1.8 倍に設定

レベル3:レベル1の2倍に設定

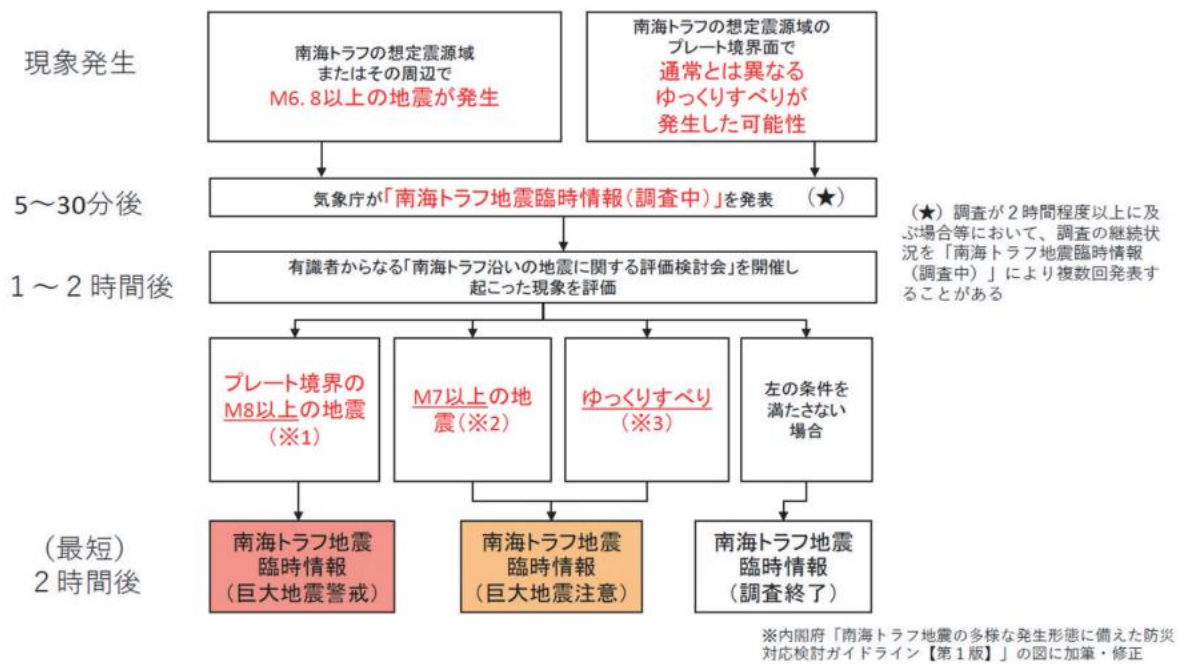
「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

- ※ 5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が

繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

- ※ 6 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(資料) 気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について (令和元年5月31日)

- (2) 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた対応
 - ① 市内に震度5弱以上の地震が発生した場合
震災編に基づき対応する。

② 市内に震度5弱以上の地震が発生していない場合

発表された情報	警戒(注意)期間		市の態勢	職員の配備態勢
南海トラフ地震 臨時情報(調査 中)	—		災害対策本部	統括対策部(防災 安全課)による情 報収集態勢
南海トラフ地震 臨時情報(巨大 地震注意)	南海トラフ沿いの 想定震源域内の プレート境界にお いてマグニチュー ド7.0以上8.0未 満又はプレート境 界以外や想定震 源域の海溝軸外 側50km程度ま での範囲でマグ ニチュード7.0以 上の地震(ただ し、太平洋プレ ートの沈み込みに 伴う震源が深い 地震を除く)が発 生する場合	注意期間:1週間		<ul style="list-style-type: none"> ・本部連絡員(課 長級)3名を設定 ・24時間態勢
	南海トラフ沿いの 想定震源域内の プレート境界面 で通常と異なるゆ っくりすべりが観 測された場合	注意期間 :プレート境界面 で通常と異なるゆ っくりすべりの変 化が収まってから 変化していた期 間と概ね同程度 の期間が経過す るまでの期間		
南海トラフ地震 臨時情報(巨大 地震警戒)	警戒期間:1週間 注意期間:警戒期間経過後1週間			

(3) 情報伝達体制

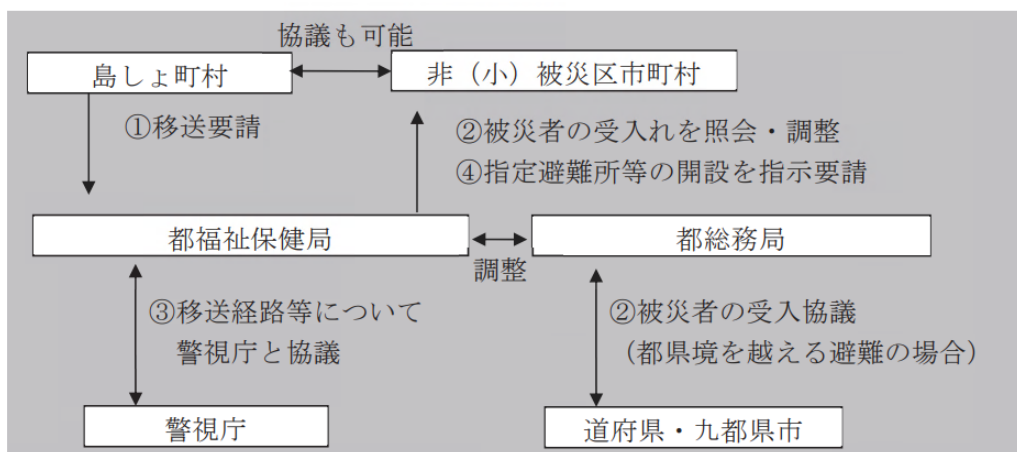
機 関	内 容
統括対策部 市民情報対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○統括対策部長は、気象庁、総務省消防庁、東京都、関係機関等から情報収集を行うとともに、防災行政無線、電話及びその他の手段の活用により、直ちにその内容を庁内、多摩中央警察署、多摩消防署、その他各関係機関に伝達する。 ○統括対策部長及び市民情報対策部長は、多摩市公式ホームページ、防災情報メール、公式 Twitter、公式 LINE 等を活用し、市民等に対して情報提供を行う。 ○各対策部長は、統括対策部長から情報を受けたときは、電話、無線電話等の活用により直ちに部内各課及び各出先職場に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。

第3章 被災者の受け入れ

機 関	内 容
統括対策部 各対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受入態勢の整備 ○ 移送後の指定避難所等の運営
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 島しょ町村による要配慮者等の移送支援
島 しょ 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移送について知事(都福祉保健局)に要請 ○ 移送先における指定避難所等の管理者を決定し、移送先へ派遣 ○ 指定避難所等の運営への積極的な協力

2 受け入れスキーム

受け入れに当たっては、都福祉保健局と調整のうえ、以下のスキームにより実施する。



3 受け入れ施設

避難生活が中長期的に及ぶことを想定し、ホテルなどの宿泊施設、市営住宅や民間空き住宅等を受け入れ施設として提供することを検討する。

<資料> 東京都の津波予報区(気象庁)

